

横浜市教育委員会  
定例会会議録

- 1 日 時 平成29年8月2日（水）午前10時30分
- 2 場 所 教育委員会会議室
- 3 出席者 岡田教育長 大場委員 間野委員 長島委員 宮内委員 中村委員
- 4 欠席者 なし
- 5 議事日程 別紙のとおり
- 6 議事次第 別紙のとおり

## 教 育 委 員 会 定 例 会 議 事 日 程

平成 29 年 8 月 2 日（水）午前 10 時 30 分

- 1 会議録の承認
- 2 一般報告・その他報告事項
- 3 請願等審査  
受理番号 58、63～67 教科書採択に関する要望書
- 4 審議案件  
教委第 38 号議案 特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級用教科書、高等学校用教科書並びに小学校・義務教育学校前期課程用「特別の教科 道徳」の教科書の採択について
- 5 その他

[開会時刻：午前10時30分]

岡田教育長

それでは、ただいまから、教育委員会定例会を開会いたします。

初めに、会議録の承認を行います。7月7日の会議録の署名者は長島委員と宮内委員です。会議録につきましては、既にお手元に送付してございますが、字句の訂正等を除きまして、承認してよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

岡田教育長

それでは、承認いたします。字句の訂正がございましたら、後ほど事務局までお伝えください。

なお、7月21日の教育委員会臨時会の会議録については、準備中のため、次回以降に承認することといたします。

次に、議事日程に従い、教育次長から一般報告を行います。

小林教育次長

### 【一般報告】

#### 1 市会関係

#### 2 市教委関係

##### (1) 主な会議等

○7/25、26 よこはま子ども国際平和スピーチコンテスト

##### (2) 報告事項

教育次長の小林です。それでは、報告いたします。

まず、市会関係ですが、前回の教育委員会臨時会から本日までの間についての報告事項はございません。

次に、市教委関係の主な会議等ですが、7月25日、26日に「よこはま子ども国際平和スピーチコンテスト」が西公会堂で行われ、岡田教育長、大場委員、長島委員が出席いたしました。

スピーチコンテストは、25日に小学生の部、26日に中学生の部が行われ、市内の児童生徒約5万人の中から、各区予選会で選ばれた代表者たちが出場いたしました。

市長賞となった小学生2名、中学生2名は、10月にニューヨークの国際連合本部を訪問する予定となっております。

また、小学生、中学生の各区代表者36名は、「よこはま子ども国際平和プログラム子ども実行委員」として、ユニセフ協会の諸活動への協力、平和募金の呼びかけ等の活動に取り組みます。

報告は以上です。

岡田教育長

報告が終了いたしました。御質問等がございましたらお願いいたします。はい、長島委員。

長島委員	<p>長島でございます。</p> <p>よこはま子ども国際平和スピーチコンテストの中学生のほうを拝見させていただきました。当日は18人の子供たちが決められた時間内に堂々と自分の経験を基に、または思いや考えをはっきりと述べる姿を見て、とても気持ち良く、爽やかな気分になりました。横浜の子供たちがいろいろな形でいろいろな経験をあのよう表現できるということは本当に誇らしいことですし、こういう教育をできていることが誇らしいと感じました。ありがとうございました。</p>
岡田教育長	<p>ほかにはいかがでしょうか。はい、どうぞ、大場委員。</p>
大場委員	<p>大場です。</p> <p>私も長島委員と同じ中学校の部を短時間でしたが拝見しました。私も感じたのは、とにかくしっかりと公会堂の多くのお客さんの前で、特に実体験を踏まえた発言をされていたということが非常に印象に残りました。いろいろな機会が学校であったり、あるいは各区の段階であったり、今回は全市のレベルでしたが、ああいう発表の機会、いろいろなチャンスをお子たちにも与えられることは非常に有意義だったと思いましたので、私の感想とさせていただきます。</p>
岡田教育長	<p>ほかにはいかがでしょうか。</p> <p>ほかには御意見がなければ、次に議事日程に従いまして、請願等審査に移ります。</p> <p>7月11日から7月18日で受け付けました、各委員に配付しております受理番号58、63から67の要望書について、審査を行います。事務局から説明をお願いします。</p>
直井指導部長	<p>指導部長の直井です。</p> <p>いただきました要望書につきまして、所管課から考え方を説明させていただきます。</p>
宮城指導企画課長	<p>指導企画課長の宮城でございます。</p> <p>受理番号58番、63番、64番、65番、1つ飛びまして67番につきましては、特定の出版社の教科書を採択しないしてほしいという要望書でございます。</p> <p>考え方を説明させていただきます。</p> <p>市立学校で使用する教科書については、文部科学大臣の検定を経た教科書の中から、関係法令や横浜市教科書採択の基本方針等に基づき、横浜市教科書取扱審議会の答申を尊重しつつ、横浜市教育委員会の権限と責任において適正・公正に採択を行ってまいります。</p> <p>続きまして、受理番号66番の要望書を御覧ください。こちらも教科書採択に関する要望書でございます。要望項目の2、3の前段、5の前段の回答につきましては、教育長委任事務として、また要望項目の6の回答につきましては教育長専決事項として対応させていただきたいと考えております。</p> <p>それでは、考え方を説明させていただきます。</p> <p>要望項目1、3の後段、4につきましては、市立学校で使用する教科書は、横浜が目指す子供の姿を実現するために、文部科学大臣の検定を経た教科書の中から、関係法令や横浜市教科書採択の基本方針等に基づいて採択しています。また、各教科の専門的知識を有し、教育現場を熟知している現職の教員である教科書調査員による調査研究の結果と、子供の学習実態を踏まえた横浜市教科書取扱</p>

審議会の答申を尊重しつつ、横浜市教育委員会の権限と責任において、適正・公正に採択を行ってまいります。

要望書5の後段につきましては、採決方法については規則に基づき、挙手、記名投票及び無記名投票の中から教育委員会において適宜決定します。

以上でございます。

岡田教育長 事務局からの説明が終了いたしました。御質問・御意見がございましたらお願いいたします。はい、宮内委員。

宮内委員 宮内でございます。  
教科書採択に当たって、多くの人に関心を持ってもらうことは必要だろうと考えております。そのために、市内数か所で数週間にわたって教科書を閲覧できるような機会を市として提供することを考えるべきと考えております。

岡田教育長 ありがとうございます。  
教科書の閲覧について今御意見がございましたが、事務局のほうから何かありますか。

宮城指導企画課長 指導企画課長の宮城でございます。  
今、御意見をいただきましたが、本市では法定5会場を含め18区の図書館で教科書展示会を開催しております。多くの市民の方に教科書をそれぞれの図書館で閲覧していただいております。

岡田教育長 ほかに御意見・御質問はございますでしょうか。  
ほかに御意見等がなければ、受理番号58、63から67の要望書につきましては事務局の考え方に沿った回答でよろしいでしょうか。

各委員 <了 承>

岡田教育長 それでは承認させていただきます。回答文につきましては、承認いただいた考え方に沿って、回答させていただきます。  
以上で請願等審査を終了いたします。  
次に、議事日程に従い、審議案件に移ります。  
教委第38号議案「特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級用教科書、高等学校用教科書並びに小学校・義務教育学校前期課程用『特別の教科 道徳』の教科書の採択について」の審議に移ります。  
まず、今回採択する教科書の校種やこれまでの経過等について所管課から説明をお願いします。

直井指導部長 指導部長の直井です。  
ファイル資料のインデックス1番をお開けください。  
教委第38号議案「特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級用教科書、高等学校用教科書並びに小学校・義務教育学校前期課程用『特別の教科 道徳』の教科書の採択について」、御説明いたします。  
1枚おめくりいただき、議案の2ページを御覧ください。  
これは、平成30年度に横浜市立の特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級、高等学校で使用する教科書、並びに平成30年度から31年度に小学校・

義務教育学校前期課程で使用する「特別の教科 道徳」の教科書を採択することについて、提案するものでございます。

右側3ページを御覧ください。繰り返しになりますが、採択いたします教科書は、(1) 特別支援学校及び小・中学校個別支援学級において平成30年度に使用する教科書、(2) 高等学校において平成30年度に使用する教科書、(3) 小学校・義務教育学校前期課程において平成30年度から平成31年度まで使用する「特別の教科 道徳」の教科書でございます。

なお、今後申し上げる小学校及び中学校には、義務教育学校前期課程及び後期課程を含むこととさせていただきます。

1枚おめくりいただきますと、資料として、5ページから8ページまで、5月12日の教育委員会で策定していただきました「平成29年度横浜市教科書採択の基本方針」がございます。

続きまして、9ページには、教科書取扱審議会に教科書の調査・審議を諮問するに当たり示した「調査項目」がございます。

さらに、11ページ、12ページの両ページには「平成29年度教科書採択手順」、また13ページには「横浜市教科書取扱審議会条例」を添付しております。

ここまでの資料は、本日、傍聴されている方々にもお配りしております。

ファイルのインデックス2番から5番までは、教科書取扱審議会から教育委員会に提出された答申でございます。答申につきましては、採択終了まで非公開となっております。

次に、答申に至るまでの教科書取扱審議会及びその後の経過について説明いたします。

教育委員会では、採択に当たり、「平成29年度横浜市教科書採択の基本方針」を決定いたしました。インデックス1番の5ページから資料1として載せています。

「基本方針」を1枚おめくりいただき、7ページにあります「4 採択の流れ」(1)に示しますとおり、教育委員会は、「横浜市教科書取扱審議会条例」に基づいて、審議会を設置し、「教科書採択の基本方針」を踏まえ、採択の観点に基づいて、調査・審議を行うよう、平成29年5月18日に教科書取扱審議会に諮問いたしました。

続きまして、教科書取扱審議会の審議経過について報告いたします。

インデックス1番、議案資料の12ページ、「教科書採択手順」をお開けください。

こちらには、高等学校と特別支援学校及び小・中学校個別支援学級で使用する教科書の採択手順について示しています。審議会は、教育委員会の諮問を受け、②の部分でございます。5月18日、7月6日、7月13日、7月21日の計4回開催いたしました。

この間、審議会では、専門かつ綿密な調査研究を行うため、教科書調査員として任命された教員等が、③・④の部分でございます。「教科書調査員報告書」を作成いたしました。左下の⑤・⑦の部分でございます。

特別支援学校及び小・中学校個別支援学級、高等学校については、児童生徒一人ひとりの学習実態や学校ごとの教科・科目の開設状況が異なることから、各学校長に「教科用図書意見報告書」の提出を依頼いたしました。右下の⑤・⑦の部分でございます。

小学校の採択手順については、1枚お戻りいただき、11ページを御覧ください。

小学校の教科書につきましても、審議会では専門かつ綿密な調査研究を行うた

め、任命された教科書調査員が、③・④の部分でございます。「教科書調査員報告書」を作成いたしました。⑤・⑦の部分でございます。

併せて、審議する上で、市立小学校児童の学習実態を把握するため、審議会から教育委員会事務局に、児童の学習実態に関する意見の提出を求めました。指導主事が学校訪問や横浜市学力・学習状況調査等の分析を通して、総合的に調査を行い、「横浜市児童の道徳の学習実態」を作成しております。

審議会では、これらの資料や「教科書見本本」、文部科学省が公開している「教科書編修趣意書」などの資料に基づき、4回の審議会で慎重に研究・協議を行ってまいりました。

そして、審議会で決定された答申が、7月24日に教育長に手交され、教育委員会に提出されました。図の中で言いますと、⑧番の部分に当たります。答申文につきましては、ファイルのインデックス2に入っております。

各教育委員におかれましては、5月より「教科書見本本」を御覧いただき、教科書研究を行っていただいているところですが、答申が提出されて以降は、答申等に基づいた研究を更に進めてきていただいております。

以上でございます。

岡田教育長

ただいまの説明について、御質問・御意見がございましたらお願いいたします。これまでの確認ということになります。よろしいでしょうか。

それでは、順次審議を進めてまいります。

まず、審議の順番ですが、はじめに「特別支援学校及び小・中学校個別支援学級において使用する教科書」、次に「高等学校において使用する教科書」、続いて「小学校において使用する『特別の教科 道徳』の教科書」の順番で、それぞれ答申内容の説明を聞いた後、意見交換を行い、採決を行います。

それでは、「特別支援学校及び小・中学校個別支援学級において平成30年度に使用する教科書」の審議に入ります。答申の内容について、説明をお願いします。

直井指導部長

指導部長の直井です。

では、審議会答申につきまして、指導企画課長から説明させていただきます。

宮城指導企画課長

指導企画課長の宮城でございます。

まず、「特別支援学校及び小・中学校個別支援学級用教科書答申」について説明いたします。

インデックス3番「平成30年度使用 特別支援学校及び小・中学校個別支援学級用教科書 答申」を御覧ください。

表紙を1枚おめくりいただきますと「答申する教科書」と「答申理由」が記載されております。「答申する教科書」は、別紙一覧のとおりとなっております。別紙一覧は、後ほど説明させていただきます。

答申理由を読み上げます。

「横浜市の各特別支援学校及び個別支援学級設置小学校・中学校では、児童生徒の障害の状態が異なっているため、『平成29年度横浜市教科書採択の基本方針』に基づき、各学校の教育課程や年間指導計画、児童生徒一人ひとりの『個別の教育支援計画』及び『個別の指導計画』に即して最も適切である教科書について、各学校長に対して意見の報告を求めた。本審議会では、この各学校長より提出された『教科用図書意見報告書』を尊重しつつ、その内容を『教科書調査員報告書』と合わせて、慎重に審議した。その結果、各特別支援学校及び個別支援学

級設置小学校・中学校が、その教育課程のもとで、児童生徒の障害の状態、学習状況、興味・関心等を踏まえ、かつ、各児童生徒の『個別の教育支援計画』及び『個別の指導計画』に沿って、教科等の目標の実現を図ることができる教科書として、別紙一覧に掲げた教科書が適切であると認められたため、答申するものである」となっております。

本市の特別支援学校及び小中義務教育学校個別支援学級の知的障害のある児童生徒が使用する教科書は、学習指導要領、教育課程、個別の指導計画等に基づいて選定を行います。

教科書を選定する際には、まず、対象の児童生徒が検定済教科書を使用できないかを検討いたします。それが適当でない場合は、検定済教科書の下学年使用を検討いたします。それが適当でない場合は、文部科学省著作教科書を検討いたします。それも適当でない場合は、一般図書を検討します。

一般図書を検討する場合、教科用図書選定参考一覧の中からまず検討し、それでも適さないと判断した場合は、選定参考一覧以外の一般図書を検討いたします。

そのような流れで一人ひとりについて検討していきます。検討しやすいように、個人の検討票の例なども各学校に提示しております。

1枚めくっていただきますと、答申する教科書が一覧となっており、1ページの「Ⅰ 特別支援学校（視覚障害）」の「1 小学部」から、検定済教科書、2ページに続きまして、文部科学省著作教科書、一般図書、拡大教科書・点字教科書について、発行者番号、発行者略称、教科書の記号・番号、書名等が記載されています。以下4ページから「2 中学部」、7ページから「3 高等部」と記載してあります。

次に、14ページを御覧ください。

「Ⅱ 特別支援学校（聴覚障害）」について、「小学部」から、順に「中学部」、「高等部」と続きます。更に18ページに「Ⅲ 特別支援学校（知的障害）」、21ページに「Ⅳ 特別支援学校（肢体不自由）」、24ページに「Ⅴ 特別支援学校（病弱）」と、障害の種別ごとに記載してあります。

26ページからは、「Ⅵ 個別支援学級」の記載があります。26ページに「知的障害」、27ページに「自閉症・情緒障害」、28ページに「弱視」の順に記載してあります。

28ページの次に「一般図書一覧」とあり、1ページから教育委員会事務局が作成し、各学校に示した「教科用図書選定参考一覧」に記載のある、図書の発行者名や書名などが数ページにわたり456種類記載してあります。さらに9ページ、10ページには、「教科用図書選定参考一覧」に記載のない図書が111種類記載してあります。この一覧では、合わせて567種類の一般図書が挙げられております。

「特別支援学校及び小・中学校個別支援学級用教科書 答申」につきましては、以上でございます。

岡田教育長

所管課からの説明が終了いたしました。御意見・御質問等がございましたらお願いいたします。間野委員、どうぞ。

間野委員

間野でございます。

児童生徒の障害の状態が異なっているということから、児童生徒一人ひとりの個別の教育支援計画などに基づいて、最も適切である教科書について、各学校長から我々は意見を求めて報告を受けたわけですが、今在籍している児童生徒については実態がよく分かると思うのですけれども、例えば新入生、小学校1年生と



か、中学1年生に進学・進級した場合の教科書の選定はどうやっているのか、一応確認です。

岡田教育長

はい、事務局。

宮城指導企画  
課長

指導企画課長の宮城でございます。

中学校、特別支援学校においては中学部ですが、1年生につきましては、学区の小学校、あるいは小学部と丁寧に引き継ぎを行いまして、実態を考慮した上で教科書を選定しております。

また、小学校、特別支援学校においては小学部ですが、1年生につきましては、幼稚園、あるいは幼稚部、保育園との連携で様子を把握したり、就学相談等の内容を判断材料として選定しております。

岡田教育長

はい、間野委員。

間野委員

市内にいらっしゃる児童生徒はいいのですが、市外から転校・転入してきた場合にはどのようにして、適切な教科書を採択するのか、確認です。

岡田教育長

はい、事務局。

宮城指導企画  
課長

指導企画課長の宮城でございます。

転学後において使用する教科書が転学前の学校で給与されていた教科書と異なる場合には、新たに無償給与の対象となります。ただ、無償給与の対象となるのは2月末までに転入した場合と限定されております。

以上でございます。

岡田教育長

事務局に確認ですが、無償貸与の申請に間に合わなかった方は、それまで使っていた教科書を使うということになるのでしょうか。

宮城指導企画  
課長

事務手続上のものがあるかとは思いますが、2月末以降の場合、転入手続をして、新たな無償給与の教科書を給与するのは難しいと考えております。

岡田教育長

その場合に、どの教科書を使いますか。

宮城指導企画  
課長

もちろんほかの子供たちと一緒に教科書で学習できるように、学校がそれぞれ様々な配慮をして、横浜市で採択している教科書と同じものを何らかの形で使いながら、残りの1か月弱の学習を進めております。

岡田教育長

それは転校してくるお子さんの状況に合わせて再度前に使っていた教科書と、今使っている教科書を見比べるとということになるのですか。はい、事務局。

宮城指導企画  
課長

指導企画課長の宮城でございます。

転入前の学校からの情報もありますので、その学校の情報を十分に収集して、学校で対応しております。

岡田教育長	事務局に確認ですが、配慮の必要な子供たちには文部科学省の検定済みの教科書を使用するということが前提になっていますので、それを用いるということでも、もしそれを転入前のときに使っていれば、それを持ってきて使うということも当然できますよね。事務局、どうぞ。
宮城指導企画課長	指導企画課長の宮城でございます。 そのとおりでございます。
岡田教育長	確認ですが、今文部科学省から検定済みの教科書として指定されているものを横浜市も使っておりますので、それはほとんど一般図書の場合を除き、同じになるはずなのですが、それも大丈夫ですか。事務局、どうぞ。
宮城指導企画課長	そのとおりでございます。
岡田教育長	では、間野委員へのお答えとしては、実態はほとんど同じということですので、もし変わっている場合には学校ごとにきちんと工夫をするということですので、よろしいでしょうか。
間野委員	間野です。 はい、確認できました。
岡田教育長	ほかにはいかがでしょうか。はい、長島委員。
長島委員	長島です。特別支援学校や個別支援級で授業の様子を拝見させていただいたときに、本当に実態に合った図書を教員が活用している姿を拝見いたしました。子供たちそれぞれの実態に合わせて活用できるという力も必要だと思いますので、しっかり学校全体、または個別支援級などでこれをきっかけに更に進めていただきたいという意見です。
岡田教育長	ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。 ほかに御質問・御意見がなければ、採択を行いたいと思います。よろしいでしょうか。それでは、採択の方法についてお諮りいたしますが、どなたか御意見がありましたらお願いいたします。はい、間野委員。
間野委員	今伺いましたとおり、在籍している子供はもとより、新たに新入・転入してくる児童生徒も一人ひとりの実態に即した教科書が選定されるという仕組みもありますし、今回は各学校の意見を十分に聞き取って、特別支援学校・個別支援学級の状況を聞いており、そういった答申となっていると思いますので、この答申された一覧のとおり採択するということで、いかがでしょうか。
岡田教育長	ただいま、間野委員から答申された一覧のとおり採択してはどうかという御意見がありました。答申された一覧のとおり採択ということで、皆様よろしいでしょうか。
各委員	<了 承>

岡田教育長

それでは、「特別支援学校及び小・中学校個別支援学級において平成30年度に使用する教科書」について、答申された一覧のとおり採択いたします。

次に、「高等学校において平成30年度に使用する教科書」の審議に入ります。答申の内容について、事務局から説明をお願いします。

宮城指導企画  
課長

指導企画課長の宮城でございます。

では、「高等学校用教科書 答申」について説明いたします。

インデックス4番「平成30年度使用 高等学校用教科書 答申」を御覧ください。

高等学校で使用する教科書は、文部科学省の「高等学校用 教科書目録（平成30年度使用）」に搭載された教科書の中から、各学校の開設科目に合わせた教科書を選定します。

表紙をおめくりいただきますと「答申する教科書」と「答申理由」が記載されております。「答申する教科書」は、別紙一覧のとおりとなっております。別紙一覧は、後ほど説明いたします。

答申理由を読み上げさせていただきます。

「横浜市の各高等学校は、平成26年12月に策定された『第2期横浜市教育振興基本計画』に基づき、特色ある学校づくりに取り組んでいる。高等学校では、教育理念や学校の特色、生徒の実態により履修科目が異なるため、学校の実情を踏まえた教科書を選定する必要がある。そこで『平成29年度横浜市教科書採択の基本方針』に基づき、各校にとって最も適切である教科書について、一般図書（高等学校用）も含めて、各学校長に対して意見の報告を求めた。横浜市教科書取扱審議会では、各学校長より提出された『教科用図書意見報告書』を尊重しつつ、その内容を、教科書目録に記載されている教科書について調査・研究した『調査員報告書』とあわせて慎重に審議した。その結果、教育理念、学校の特色、生徒の実態や重視する取り組み等を踏まえ、かつ、各校の各教科・科目の目標の実現を図ることができる教科書として適当であると認められたため、別紙一覧のとおり、平成30年度に使用する教科書として答申するものである」となっております。

次のページから、答申する教科書が学校ごとに一覧となっておりますので、御覧ください。

1 ページは金沢高等学校の一覧です。左側から教科名、科目名、発行者の番号・略称、教科書の記号・番号、書名、生徒の学年（年次）、必修・選択の別が記載してあります。

1行目は、1年で履修する必修科目「国語総合」の教科書です。

2行目は、2年で履修する必修科目「現代文B」の教科書です。このように、各校で履修する教科において使用する教科書を記載しております。審議会では、各学校が挙げた選定理由と教科書調査員の報告にある教科書の特徴を検討し、選定は適切であると判断されました。

他の教科・科目についても同様に検討し、学校ごとに一覧としてまとめております。

5 ページを御覧ください。

こちらからは、横浜商業高等学校の一覧です。横浜商業高等学校は、商業科、国際学科、スポーツマネジメント科の3つの科と、商業科の中にY高ビジネスチャレンジ、略称YBCというコースがあります。このコースはビジネスシーンをリードする人材の育成を目的としているコースです。御覧のように、学科、コースによって使用する教科書が異なっている教科がございます。学科、コースの目

標や生徒の実態に応じて選定しているためです。

また、7ページは横浜商業高等学校で使用する一般図書を記載しております。高等学校においては、特に専門的な内容を学習するために、教科書目録に掲載のないものを一般図書として使用することができることになっています。一般図書につきましては、12ページの横浜総合高校も一般図書を選定しております。

高等学校用教科書の答申につきましては、以上でございます。

岡田教育長 所管課からの説明が終了いたしました。御質問・御意見等がございましたらお願いいたします。いかがですか。はい、間野委員。

間野委員 間野です。  
横浜サイエンスフロンティア高等学校の教科書ですが、附属中学校が開校いたしましたして、附属中学校と高等学校の教科書・教科内容の連続性のようものは、確認ですけれども、高等学校のほうで十分検討されているということですのでよろしいでしょうか。

岡田教育長 はい、事務局。

宮城指導企画課長 指導企画課長の宮城でございます。  
そのとおりでございます。

岡田教育長 ほかにいかがでしょうか。  
それでは、高校教育課のほうに教育長の岡田、私からの確認ですが、横浜商業高等学校のスポーツマネジメント科の生徒が学ぶ教科書は、一般図書からはスポーツ科学Ⅰだけが選ばれておりまして、あとは市販で教科書会社が出しているものの中から選んでいます。スポーツマネジメント科については、唯一横浜商業高等学校で学ぶことで、かなり専門的な教育を行っていくことになっていますので、特別な教科書という意味の一般図書がこの1冊だけで大丈夫なのでしょうかという確認をさせていただきます。お願いします。

西村高校教育課長 高校教育課長の西村でございます。  
ただいまの教育長からの御質問ですが、スポーツマネジメント科は、商業科の中にございます。ですから、大前提が商業科の科目を学ぶわけですが、その中で特にスポーツに特化した科目として、1年生でスポーツ科学Ⅰ、2年生でⅡ、3年生でⅢというような形でつながっております。専門的なスポーツ科学という意味合いでの学びでありますので、1冊を通してやるというような考えでございます。  
以上でございます。

岡田教育長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。  
ほかに御意見等がなければ、これより採決を行いたいと思います。よろしいでしょうか。  
それでは、採決の方法について、御意見を伺います。間野委員。

間野委員 間野です。  
この一覧にありますように、各高校が教育理念や学校の特色、生徒の実態、新たな開設予定科目等を検討した上で学校長としての意見提出をいただいております。

それを踏まえた答申でありますので、この答申された一覧のとおり採択するという  
ことで、いかがでしょうか。

岡田教育長 ただいま、間野委員から答申されたとおり採択したらどうかという御意見が  
ありました。答申された一覧のとおり採択ということによろしいでしょうか。

各委員 <了 承>

岡田教育長 それでは「高等学校において平成30年度に使用する教科書」については、答申  
された一覧のとおり採択します。

次に、「小学校において平成30年度から平成31年度まで使用する『特別の教科  
道徳』の教科書」の審議に入ります。今回採択する教科について、所管課から説  
明をお願いします。

宮城指導企画 指導企画課長の宮城でございます。それでは、御説明いたします。

課長 本年度採択する小学校用「特別の教科 道徳」の教科書は、文部科学省の「小  
学校用 教科書目録（平成30年度使用）」に登載された道徳科の教科書の中か  
ら、1つの発行者の教科書を採択いたします。

次に、「小学校用道徳科教科書 答申」の様式について説明いたします。

インデックス5番「平成30年度～31年度使用 小学校用道徳科教科書 答申」  
を御覧ください。

1ページおめくりいただきますと、1ページと2ページに全体的特徴が記載さ  
れております。文部科学省の「教科書目録」に示された8者それぞれの教科書に  
ついて、「教科書調査員報告書」に基づき、調査・研究した結果をまとめたもの  
です。

更に、3ページからは、観点1から観点3まで、調査項目ごとに教科書を調査  
研究した内容と「横浜市立小学校児童の学習実態」を踏まえて判断した結果、よ  
り適切であると考えられる発行者についての記載があります。

観点1から観点3の内容は、議案の9ページにあります調査項目と同じでござ  
います。

それでは、具体的に説明させていただきます。

最初に、道徳に関する市立小学校の児童の学習実態についてです。

インデックス6、「横浜市児童の道徳の学習実態」を御覧ください。これは、  
道徳科の学習指導に関する専門的事項に従事する指導主事が、各学校への訪問や  
横浜市学力・学習状況調査の「生活・学習意識調査」の結果分析等を通して、総  
合的に調査を行い作成したものです。

1枚おめくりいただきますと、「育成を図りたい点」の中では、「自己有用感  
や、人の気持ちを考えて行動する力など、よりよく生きる基盤となる道徳性を養  
うために、道徳科の学習では問題解決的な学習を充実させることが大切であ  
る」、「子どもが課題を自分のこととして捉え、友達との対話的な学びを通し  
て、道徳的価値の理解を基に自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己  
の生き方についての考えを深められるようにすることが大切である」として、育  
成を図りたい点が挙げられております。

また、「いじめ問題に関しては、未然防止の観点からも、いじめを取り扱った  
教材や、さまざまな道徳科の内容項目を通して、『いじめをしない・許さない態  
度の育成』を図ることが重要である」との指摘があります。

それでは、インデックス5、「道徳」の答申の1ページをお開きください。

文部科学大臣による検定を通りました「東京書籍」、「学校図書」、「教育出版」、「光村図書出版」、「日本文教出版」、2ページに移りまして、「光文書院」、「学研教育みらい」、「廣濟堂あかつき」の8者につきまして、観点1から観点3まで、調査項目ごとに教科書を調査研究した内容と「横浜市立小学校児童の学習実態」を踏まえて判断した結果、より適切であると考えられる発行者についての記載がありますので、具体的に説明いたします。

3ページを御覧ください。観点1の(1)にあります、「教育基本法における教育の目標を実現するのに、よりふさわしい特色となっている点」を基に、「豊かな情操と道徳心、自ら進んで学習に取り組む意欲」という視点から分析して、「全発行者」が適切であると判断し、答申されています。

4ページを御覧ください。観点1の(2)にあります、「学校教育法における学力の要素をバランスよく育成するのに、よりふさわしい特色となっている点」を基に、「主体的に学習に取り組む態度」という視点から分析して、「全発行者」が適切であると判断し、答申されています。

5ページを御覧ください。観点1の(3)にあります、「学習指導要領に示された教科目標の実現や内容の展開に関して、よりふさわしい特色となっている点」を基に、「主な改善事項である体験活動の充実」という視点から分析して、「全発行者」が適切であると判断し、答申されています。

6ページを御覧ください。観点1の(4)にあります、「横浜版学習指導要領に基づく学習を展開するのに、よりふさわしい特色となっている点」を基に、「学年段階の指導内容を学習するのにふさわしい、自分と重ねて共感できる話と、伝記・実話とのバランス」という視点から分析して、「東京書籍」、「学校図書」、「光村図書出版」、「日本文教出版」、「光文書院」、「廣濟堂あかつき」がより適切であると答申されています。

7ページを御覧ください。観点2の(1)にあります、「小中学校の学習の連続性を図るために、よりふさわしい特色となっている点」を基に、「道徳的価値観の形成を図る指導、自己の生き方についての指導」という視点から分析して、「全発行者」が適切であると判断し、答申されています。

8ページを御覧ください。観点2の(2)にあります、「横浜の歴史や伝統・文化を尊重し、国際社会で活躍するためのコミュニケーション能力等の育成を図るために、よりふさわしい特色となっている点」を基に、「諸外国の人々の生活や文化、国際社会の平和と発展に寄与」という視点から分析して、「全発行者」が適切であると考えられる。更に、「横浜にゆかりのある人物や事象からの学習」という点では、「教育出版」に特に工夫が見られると答申されています。

9ページを御覧ください。観点2の(3)にあります、「学ぶことや働くことの意義を理解し、家庭や地域との絆を大切にしながら、公共心や安全への意識を高めるために、よりふさわしい特色となっている点」を基に、10ページに移りまして、「勤労、社会参画意識や公共の精神、家族愛や家庭生活の充実、感謝、安全への意識等の学習の充実」という視点から分析して、「全発行者」が適切であると判断し、答申されています。

11ページを御覧ください。観点2の(4)にあります、「ICT活用能力や情報リテラシー、情報モラルの育成を図るために、よりふさわしい特色となっている点」を基に、「情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度」から判断して、「全発行者」が適切であると考えられる。更に「情報モラルの育成を図るための重点的な取扱い」という点では、「学校図書」、「教育出版」、「日本文教出版」、「光文書院」、「学研教育みらい」、「廣濟堂あかつき」に特に工夫が見られると答申されています。

12ページを御覧ください。観点2の(5)にあります、「基礎的・基本的な知識・技能の習得を図り、自ら進んで学習する態度の育成を図るために、よりふさわしい特色となっている点」を基に、「実生活と関連づけた道徳的価値の理解、主体的な学習」から判断して、「全発行者」が適切であると考えられる。更に「主体的な学習につながる多様な学習方法を分かりやすく示している」という点では、「東京書籍」、「学校図書」、「教育出版」、「日本文教出版」、「光文書院」、「学研教育みらい」に特に工夫が見られると答申されています。

13ページを御覧ください。観点2の(6)にあります、「問題解決的な学習を通して、考え、表現する力の育成を図るために、よりふさわしい特色となっている点」を基に、「問題解決的な学習、考え、議論する学習」から判断して、「東京書籍」、「学校図書」、「日本文教出版」、「学研教育みらい」がより適切であると考えられる。更に「多面的・多角的に考え、議論する学習過程を大切にする」という点では、「東京書籍」、「学校図書」、「学研教育みらい」に特に工夫が見られると答申されています。

14ページを御覧ください。観点2の(7)にあります、「規範意識を高め、自他の生命を尊重する態度を育成し、豊かな感性や情操を養うために、よりふさわしい特色となっている点」を基に、「いじめ等の未然防止、自他の生命の尊重」から判断して、「東京書籍」、「学校図書」、「教育出版」、「光村図書出版」、「日本文教出版」、「光文書院」、「学研教育みらい」がより適切であると考えられる。更に「いじめ等の未然防止に向けた教材を分かりやすく示している」という点では、「東京書籍」、「光村図書出版」、「日本文教出版」に特に工夫が見られると答申されています。

15ページを御覧ください。観点3にあります、「教科書として、内容の配列、分量が適切で、資料等の表現が児童にとって使いやすい工夫がなされていること」を基に、「本冊、分冊の文字数や記入欄の分量、体裁」から判断して、「東京書籍」、「学校図書」、「教育出版」、「光村図書出版」がより適切であると、答申されています。

以上が道徳の答申でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

岡田教育長

所管課からの説明が終わりました。各委員からの御質問・御意見がございましたらお願いいたします。はい、大場委員。

大場委員

質問を1、2点先にさせていただきます。今回、道徳の授業の教科化に備えて、横浜市では、たしか平成26年からですか、道徳の授業力向上推進校を指定して取組を進めてきたということでもあります。そこで、今回教科書取扱審議会から答申をいただいたわけですが、この答申の基になっている教科書調査員の報告書をまとめていただいたわけですが、ここには横浜の多くの教員の皆さんの努力、また現場での実践の積み重ねがあったと私は理解しています。

一部教科書の採択に当たって、現場の声を反映せよという御意見もいただきましたが、こういう授業力向上推進校という取組の中で、学校現場での貴重な実践の集大成として、この調査員の報告書がまとめられたということについては、私も途中の経過について、敬意を表したいと思います。

そこで、現場での実践を通じて、今回の教科書の採択に当たって、授業の展開でどのような点を重要視すべきかという点と、それからもう一つ、教科書に対してどんな期待を学校現場の先生方は抱いておられるのか、これをまず伺ってみたいと思います。

岡田教育長	はい、事務局。
宮城指導企画課長	<p>指導企画課長の宮城でございます。</p> <p>教科書調査員の皆さんは本市の道德教育の中心となって研究を進めてきています。多くの教員の授業づくりの相談にも応じてもらっています。そのために、自分たちの学校にとどまらず、広く学校現場の声を吸い上げて、道德サポートブックにも示されているような考え、議論する学習をより展開しやすい教材、それから児童にとっても学びやすい教材、そういう視点で調査をすることができたと考えております。これらのことは今回の答申にも十分反映されていると考えております。</p>
岡田教育長	はい、大場委員。
大場委員	<p>ありがとうございました。先行実施に当たって、現場で携わっていただいた多くの皆さんの思いが込められている一端を確認したところです。私もたしか5月か6月でしたか、港南区内の小学校で道德の公開授業を拝見させていただきました。そのときはたしか2年生と5年生の授業を拝見しましたが、特に5年生では非常に活発に子供たちが手を挙げて、お互いに発表していた姿が印象に残っています。たしかそのときに取り上げた題材は、震災の避難所でのボランティア活動についてだったと思いますが、今回の8者の教科書も内容はそれぞれ異なりますけれども、似たような話も掲載されています。</p> <p>特に印象深く思ったのは、当日教師の問いかけに対して、子供たちが自分の思うことをずばずばと発言して、いろいろな感じ方をそれぞれ述べていたところがあります。特に私自身もいささかそこまで思いつかなかった発言をある児童が非常に鋭い視点から発言されたことに驚きました。そのとき教室の中の子供たちからも「ほう」という驚きの感嘆の声が上がったのを覚えています。まさにしっかり他人の意見を聞くという姿勢がこのクラスは整っていたなということを感じました。</p> <p>人の意見に静かに耳を傾ける、正に傾聴することがしっかりできていたということについては、正に日頃からの担任の先生の指導と努力のたまものだったのではないかと感じました。</p> <p>そこで、今回の8者の教科書で取り上げているいろいろな題材については、私は大きな差異がないように思うのですが、実際に授業の中で先生の指導を効果的にするという意味で、そして、また学習指導要領、あるいは道德のサポートブックに示されている友達との対話であるとか、問題解決的な学習、それから自分自身への振り返りを展開していく上で、教材ごとに用意されている附記といえますか、後ろに設問が付いているのですが、そういう問いかけについては、それなりに子供たちが集中できる範囲の量、それから子供たちの主体的な考えを尊重する設問であることが私は大事であると感じました。</p> <p>そこで、今の審議会の答申を説明いただいたわけですが、今のこの点についてのどのように整理されているのか、これは確認を含めて伺っておきたいと思えます。</p>
岡田教育長	はい、事務局。
宮城指導企画課長	<p>指導企画課長の宮城でございます。</p> <p>今御質問いただいた点では、審議会の今回の答申では、観点2の(6)に当た</p>



るかと考えております。問題解決的な学習を展開しやすい教材かどうかという点から、今御指摘いただきました設問の量や内容についても、この観点で触れております。児童が自分たちで学習課題を設定して、先入観なく教材の世界に入れるようなリード文とか、設問の工夫についてもこの調査員報告書から答申の中にもまとめて整理しております。

岡田教育長 ほかにはいかがでしょうか。はい、中村委員。

中村委員 中村でございます。説明をありがとうございました。

先ほどの質問とかぶるところがあるのですが、横浜市はもう既に「特別の教科道徳」として先行実施しておりますよね。教科書の選定に当たって、横浜市の道徳教育として、どのような点を大事にしていこうと思っていられるのか、先ほど「考え、議論する」というようなお話もございましたが、例えばいじめ問題とか、大変大きな問題等もありましたので、この説明とかぶる部分はあると思うのですけれども、ポイントを押さえて簡単に説明していただければと思います。

岡田教育長 はい、事務局。

宮城指導企画課長 指導企画課長の宮城でございます。

子供たちが自分たちにとって必要感のある学習課題というのを設定して、自分自身の問題として主体的に学習に取り組み、友達との対話を通して多面的・多角的に考えて解決しようとするような、そのような問題解決的な学習というのを大切にしております。その際に、子供たちが道徳的価値の理解を基に自己を振り返って考えを深めていくということを大切にしております。

岡田教育長 はい、中村委員。

中村委員 もう一つ、言葉がもしかしたら違うかもしれないのですが、「道徳的行為についての体験的な学習」でしたか、体験というのはとても道徳としては今までと意味合いが違う部分があるのかなと思いますけれども、その点については何か審議されたことはございましたか。

岡田教育長 事務局、松比良主事、御発言をどうぞ。

松比良指導主事 指導企画課の松比良でございます。

答申の中では、観点2の(5)にございます、具体的な調査項目の視点としては、主体的な学習という視点が入っております。観点2(5)の一番下の答申文の中で、「実生活と関連づけた道徳的価値の理解、主体的な学習から判断して、全者が適切であると考えられる。さらに主体的な学習につながる多様な学習方法を分かりやすく示しているという点では」というところで、「主体的な学習につながる多様な学習方法」というのは、道徳的行為に関する体験を取り入れた学習ということを指しております。

岡田教育長 ほかにはいかがでしょうか。はい、宮内委員。

宮内委員 宮内でございます。

私は道徳の教科化に期待している者であります、そのためには、まず偽善を

排して人間の本性に向き合うこと、2つ目、教師は生徒とともに考え、悩み、苦しむこと、3つ目は教条主義を排して多様性を尊び、論理的・批判的に深く考える習慣を学校で身に付けさせるということでもあります。あらゆる道徳的な課題というのは人間が永遠に悩まなければいけない問題でもあります。AI革命は倫理感を変える可能性があります。そういった面まで含めてともに悩み、苦しむということも大事だと考えております。

今回、8者の教科書を読み比べました。初めてつくる教科書ですから、最初から完璧なものはないだろうと思い、進化・発展させるたたき台と考えて読み始めました。しかるに、この8者とも編修趣意書に書かれているほどの特徴はなく、没个性的でありまして、文部省編纂の『私たちの道徳』の転載であったり、似たようなストーリー集であり、あたかも国定教科書のような印象を持ちました。各者とも大御所といわれる立派な学者先生、また実践豊かな教育者が編集・監修に名を連ねているのに、どうしてこのようになったのかと、甚だ疑問であります。

8者それぞれ読んでみましても、深い思索、批判精神を養うことをねらう教科書としてはほど遠くて、私は日本人をますます幼稚化・幼児化させるのではないかと危惧するに至りました。

低学年で社会規範を教えるという点では、各者の教科書は非常に良くできております。善行美德の話を読んで、いわゆる良い子になっていこうという意図で徳目を教え込む教育はしつけでありまして、良いことをする美しい話に対して共感を抱かせるということで、目的にかなっているのではないかと考えております。

さらに、多少難易度が高い教材でも、論語の素読と同じように、幼児期には意味が分からなくても、後に自分でそれぞれ解釈をして、自分の価値観に合わせ自分の思想の中に取り入れていけば良いわけであります。低学年は教え込むということが必要なので、教師が教える際に、古典のように使われてきた教材が各者で使われていることに対しては、独創性の欠如という違和感はございますが、これは良いのではないかと判断しております。

しかし、5年生、6年生の道徳教科書は、余りにも幼稚だと考えます。多少は背伸びをさせて、論理的思考の訓練を意識すべきと考えます。情緒的に善悪に対する反応をすることだけではなくて、筋道を立てて善悪を考え、悩むことが学校で行う道徳教育と考えております。小中連携を意識して、異なる見解や正解のない設問、不確実な未来への興味、日常の社会問題、自然科学の不思議な現象などを、道徳の時間を使って深く議論させればよいと考えております。高学年に求めます深い学び、批判的思考力、論理的思考力などを育成する点からは、8者どの教科書も丙丁つけがたしと思います。

また、ストーリーを読む前に授業のねらいをリード文、見出しという形で克明に書く教科書は誘導であり、自由で多様な発想を阻害することがあり得ると考えます。多様性を尊重し、自由な発想、議論を後押しするには、相当な教師力向上が重要であります。同じ切り口で、没个性的で、まるで国定教科書のような教材というのは、使い方を間違えますと、それこそ価値観の押しつけの悪書にすらなり得ます。

私たち大人は、子供に自立してもらい、先の見えにくい次世代を担ってもらわなければならないのです。また、非行、希望しない妊娠、SNSいじめ、詐欺、勧誘、薬物、暴力、売春などの誘惑から子供たちを守らなければいけないのです。極端な思想や宗教に洗脳されないように、各自が自分自身で深く考える力を小学生のときから鍛えねばいけないのです。こういった対応力開発というのは、中高ではなく、小学校から取り組んでいく課題と私は考えております。

そんなに難しいことを言っているわけではないのですが、筋道をつけて物事を

考える訓練は、早ければ早いほど身に付くと思います。単純な善悪二元論は人間を墮落させていきます。このやり方は難しく、こういった手法というのはこれから研究すればいいと思います。

私は子供たちというか、日本人をこれ以上幼児化させてはならないと考えております。道徳的に正しいか正しくないかという切り口では追いつかない事象もたくさんございます。薬物、暴力、強姦、詐欺、万引き、売春などは犯罪であって、犯罪者、犯罪を犯した者は刑罰の対象になることを教えていかなければなりません。犯罪には厳しい社会的制裁があることを子供心に植えつけ、認識させていくことは、学校教育として非常に重要だと考えております。

普通の人、誰もがちょっと魔が差して拾ったお金をポケットに入れるということはあると思います。万引きをする可能性はどの生徒にもあります。一流校と言われる学校でも、万引きやレイプ事件があり、道徳的判断力云々の次元ではなくなっています。子供たちが犯罪に手を染めないようにさせる、これも我々の責任なのですが、この道徳的に正しい、正しくないという観点とは異なる切り口があります。ですが、こういったことを教えていくというのは道徳の時間を活用すればよいと考えます。

もう一つ、解決策の1つがディベートの授業です。ディベートの訓練は幼稚園のときからでも小学校の低学年からでも行うべきだろうと考えております。例えば、どの教科書でもお年寄りを大事にしようと言っております。年寄りを大切にすることというのは日本の美德であり、老人に席を譲る習慣というのは我が国の誇りでありますが、同時に社会保障制度の限界についても子供たちに考えさせる良い機会になるわけです。少子高齢化により、これから年金を払い続ける小学生たちに年金問題を考えさせ、ひいては政治に健全な関心を持たせていく。これも道徳教育のねらうところの1つではないかと考えております。

冒頭申し上げましたが、AIの発達で人間が判断すべきことは日々変わってまいります。小学生は既にバーチャル空間に入ってゲームを楽しんでおりますが、外から見えにくいバーチャル空間ではますます道徳心が必要になってきます。そのバーチャル空間には、我々大人が知らない間に暴走してしまう現象があり得ます。それを止めるのは、それこそ道徳的気づきであって、自分で疑問を持って考える力だと考えております。バーチャル空間やAIとの対峙はSFの話ではなく、現実的な課題です。子供たち、将来の大人たちが自分で考える力を持たずして、どうやってこの難しい時代を乗り越えていけるのでしょうか。

共通ストーリーとして「手品師」の話もありますが、大変美しい話です。しかし、正直素直過ぎて、詐欺に引っかかることがないように、筋道を立てて物事を考えることの重要性、疑ってものを見るということを教える、これも道徳の大切な使命と考えております。世の中にはフェイクニュースもあり、詐欺師もいます。「人を見たら泥棒と思え」というのと、「渡る世間に鬼はなし」、これは二律背反、アンビバレントな真実だと思います。この「渡る世間に鬼はなし」だけを教えることは、深く考える道徳教育とは言えないと考えます。

また、5～6年生には徳目の1つに郷土・愛国心ということをやテーマにしようと言ってありますが、国家を考える切り口はどの教科書にもほとんど見当たりません。愛国心とは一言で言えないほど複雑なものでありまして、個々人異なる見解があつて良いと思います。個人と共同体、個人と国家の関係を学校で議論すればいい。学校には外国人もいる。いろいろな国籍を持っている人がいる。その中で、国家というのは何なのかということをや多面的に考える非常に良い場が学校だと思います。

国家というのはカントリー、ネイション、ステイツなど、幾つかの概念で捉え

ることができますが、世界にはさまざまな国家の仕組みがあり、国家共同体の姿がさまざまにあるわけです。そういったことをやはり知識として教え、そしてそれらと日本を比較して、我々は一体どういう国に住んでいるのかということを考え続けることは、小学生だからといって難しい課題ではありません。アイデンティティーが一体何なのかということは、子供のときから考えればいいわけであって、国際社会との関わりがますます複雑化する中で、子供たちが新しい国家観、共同体と個人の関係、こういうものを理屈で考えて、そして愛国心についても真剣に議論すれば良いと考えております。

オリンピックで日の丸を見て、また海外で日の丸を見て涙するといった単純なものではなくて、この厳しい国際社会の中で、国際競争の中で、我々がどうやって生きていくかという問題であります。こういった切り口のヒントになるような議論は、いずれの教科書にもないようで、がっかりしております。

その中で、道徳的な判断力、信条、実践意欲と態度を育てるために、また最初から良いこと、悪いことを断定するという切り口ではなくて、自分の頭で筋道立てて、「はて、こういったときはどうしたら良いのか」と考えることができるような人をつくるという点において優れた教科書を選ぼうと思っております。

また、ビジュアルな印象というのも子供たちには大事であります。不適切なしぐさや歴史的事実の不正確な記載があるものは除くべきだろうと考えております。

岡田教育長

ありがとうございます。  
ほかにはどうでしょうか。はい、長島委員。

長島委員

確認を数点です。私も道徳の研究授業を拝見してきまして、小学校、中学校の先生が一緒の研究授業をされているものなども拝見させていただきました。その中で、それぞれ小学校、中学校で立場が違い、教科担任制とクラス担任で違う形をとりながら、お互いの悩みであるとか、いろいろなものを共有している、本当に学んでいる姿を拝見しました。

今回採択するのは、小学校の道徳の教科書なのですが、いずれ中学校の教科書も採択しなければならない中で、この調査員の方々は小中一貫教育であるとか、そういうことも頭に置いて、前提で調査されているという理解でよろしいのでしょうか。質問が1点です。

岡田教育長

はい、事務局。

宮城指導企画  
課長

指導企画課長の宮城でございます。

答申の観点で言いますと、観点1の(4)がそれに関わりのあるところかと考えております。「学年段階の指導内容」というところで、ここにありますように、低学年は実生活を中心に、そして高学年になるにつれて、偉人・伝記等の扱いを多くしていくことが大事と調査員の報告にも上がっております。ですから、自分と重ねて共感できる話というものもありますし、伝記や実話というものもありますが、高学年ではそれがバランス良く、更に中学校になればよりそれが一層という、発達段階に応じて小学校でも6年間で違いがありますので、その続きを中学生の教科書を考えるときにも考えながら教科書を調査していく必要があります。今現在、そういう見方で小学校を調査しております。

長島委員	<p>長島です。ありがとうございます。</p> <p>では、そういうことで研究授業などのことも考慮されているという考えでいいということですね。</p>
宮城指導企画課長	<p>指導企画課長の宮城でございます。</p> <p>小学校の教員も中学校の道徳の授業を見に行っておりますし、中学校でどういう道徳の授業をやっているかということを知った上で、小学校の調査もしております。</p>
長島委員	<p>ありがとうございます。続いてよろしいですか。</p>
岡田教育長	<p>はい、どうぞ。長島委員。</p>
長島委員	<p>長島でございます。</p> <p>先ほどの宮内委員のお話にもありましたように、8冊の教科書で本当にすべて同じ題材を扱っていたり、複数扱っているものなどがあり、意外に独創性がないなというの、本当に同じ感じを受けました。</p> <p>しかし、その中で違ったところは、同じ題材でありながら、全く受ける印象が違ったということです。文章の量も、要するに適当にという言葉は適当ではないのですが、まとめられて削除されている部分もあったり、詳しく表現力豊かに活用されている部分もあって、同じ題材とはいえ、受ける感じが大変違いました。</p> <p>そういう中で、私自身、道徳というのは子供たちが自分ごととして捉えられるように日々の生活の中で自然に道徳の授業が活用されるというか、反映されるものが道徳の授業なのではないかということで、そのように自分ごととして考えられるような文章構成になっているものが適切であると考えています。</p> <p>例えば、先ほど宮内委員もおっしゃったように、リード文で「今日はこれを学びます」と前提的にしてしまっ、「今日はこういうことなんだ」と最初から先入観を持つものではなく、与えられた教材から何を自分が考えていくか、何が必要なのかということ起承転結のように考えられる子供を生み出すためには、誘導されるものは適切ではないと考えています。</p> <p>また、設問についても、大変多いものでは授業45分の中ですべて吸収するのは難しいであろうということも選択する観点になりますし、また私は全くそういうものがない、本当に教材だけで子供たちが考えるものを選んでいきたいと考えています。</p> <p>また、分冊のものと1冊にまとめられているものがあるのですが、それについてもそういうところの観点に大変関わってくるものではないかと思っていますので、分冊について、1冊について、調査員の方々は何か特別感想などをお持ちだったか、教えていただけますか。</p>
岡田教育長	<p>はい、事務局。</p>
宮城指導企画課長	<p>指導企画課長の宮城でございます。</p> <p>分冊、いわゆる別冊ノートの扱いですが、必ずしもいつも本冊と一緒に持ち歩かなければいけないというものではございません。今、長島委員がおっしゃったように、児童の考えを引き出したり、主体的に学べるようにしたりするためには、本冊のみを使用して授業を行うという問題解決的な学習を進めるという点で、別冊ノートの使い方を工夫することができます。</p>

それから、教員が別冊ノートだけを集めるということで、児童一人ひとりの記録の確認が容易になります。ですから、子供が何を書いたかということ、教科書本体をすべて集めて児童の記述を確認するよりは、別冊ノートだけを集められるという点では利点があるかと思います。そのような形になります。

長島委員

ありがとうございます。

岡田教育長

ほかにはいかがでしょうか。はい、中村委員。

中村委員

中村でございます。

先ほど宮内委員がおっしゃっていた論理的思考力や批判的思考力を育てるということには、本当に大賛成です。そういった意味でも、あまり価値の押しつけにならないような教科書がいいのではないかと考えています。やはり子供たちが自分たちのクラス、あるいは自分の実態から教科書が学習の流れを決めていくのではなく、子供たちの実態から道徳の学習の流れをつくっていくことが可能になる教科書がいいのではないかと考えています。

まさに論理的思考力とか批判的思考力というのは、道徳に限らずほかの教科等でも指導するに当たっては十分育てていこうとしているところではあるのですが、やはり道徳の場合というのは、先ほど「正解のない」というようなお話がございました。例えば正しいと思ってもできない自分がいたり、あるいはいけないと思ってもついやってしまう自分がいたりということで、自分の良いところもなのですが、自分の弱さのようなものともきちんと向き合っていくということがとても大事だと思っています。

そういう意味では、先ほど事務局から道徳について今後大事にしたいことということで、「主体的に子供たちの必要感のある問題に応じて学習の流れをつくっていく」という言葉はとても大事なことだと思っていますので、あまり限定してしまうような教科書は避けたいと思っています。

それから、最近つくづく社会が寛容ではないということを感じる事が多くて、もちろんいじめのように絶対許してはいけない、毅然として、断固としてというようなものはあるのですが、例えば失敗したこととか、ちょっといけないことをしてしまったということに対して、教科書の中で揶揄するような子供の発言があったのが気になりました。もちろんそれを題材にしてまた話し合いを深めていくということも可能だとは思いますが、そういう気になる表現のある教科書もありました。

寛容さということに関していくと、そこで本当に道徳的な価値というのがとても大事になってくると思いますので、先ほど来お話が出ていますように、クラスとして、人間として絶対にこうあらねばならないという価値はあると思うのですが、そこで子供たちが葛藤しながら、悩みながら、お互いに、いや、こういうこともあるんじゃない？ こういうこともあるんじゃない？ でも、こうだよねという議論を重ねていく中で、道徳的な価値にたどり着いていく、そういう授業をぜひ先生方も研究して、教科書を決めるだけではなく、その先がとても大事だと思っていますので、そういう授業をつくっていただけるようにしてほしいと思います。

以上です。

岡田教育長

ほかにはいかがでしょうか。はい、間野委員。

間野委員

間野です。

道徳が大切なことは言うまでもないのですが、週1回の授業だけで学ぶわけではなくて、中村委員がおっしゃったように、すべての教科が道徳に関わるわけですし、学校の中では給食だとか、掃除だとか、さまざまな学校行事の中でもいろいろと学んでいくわけです。更に言うと、学校だけではなくて、家庭や地域社会でも道徳というのは学んでいきます。その一部を週1回、こういう授業で教科化をしました。多分それだけでは足りないので、専門の教科が必要だということでも国が判断したのだと思います。

そんなときに、中村委員がよくおっしゃるように、教科書を学ぶのではなくて、教科書で学ぶ、そこに教師がいて、そしてほかの児童生徒がいて、そこで学び合いというのが生まれる、そのように私は考えて、我々は審議会に1の(1)から3までの12の観点を提示いたしまして、調査をして、そして審議していただきました。

その結果の中でも、学習実態のこれから育成を図りたい点を見ますと、やはり主体的・対話的な学習課題について多面的・多角的に考えて解決していく、これは先行実施も含めて横浜が重視していることですので、そういう観点は大切だと思いました。

それと同じく育成を図りたい点にありますように、やはり今横浜が抱えているいじめの問題は喫緊だと思いますので、いじめの未然防止につながる観点というものは必要だと思います。いじめ根絶に向けた取組を進めているところではありますが、いじめの防止は多分道徳教育の基本であって、すべての教科書が直接いじめを題材としたり、友情、信頼、公平、公正などの間接的な題材を使ったりして、丁寧に扱っています。

その中でも、複数の教材やコラムを組み合わせるユニット化したり、いじめの防止を強調した、そんな扱いを工夫した教科書もありました。指導する教員や学習に取り組む児童がいじめの防止を意識して学習に取り組むという観点は重要ではないかと思いました。

それと、道徳は我が国固有の道徳観というものも大切なのですが、これからの子供たちは本当にグローバルな世界の中で生きていきます。実際に横浜市の中では半分近い児童が外国につながるような子供もいて、横浜自体がグローバル化してきているわけですね。

そんなことを考えると、横浜の歴史や伝統を尊重しながら、一方でそういう国際社会でのコミュニケーションの能力を高められるような、そういった観点も重要だと私は考えました。

以上です。

岡田教育長

ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。はい、宮内委員。

宮内委員

宮内でございます。

8者どれも丙丁つけがたと申しましたが、相対的に良いものが決まっていくわけでありまして。先ほどの中村委員のお話のように、教科書を学ぶのではなくて、教科書で学ぶわけでありましてけれども、学習指導要領もうたっておりますが、多様な教材の活用を進め、創意工夫を促しています。

教材開発は永遠のテーマです。情報化が進んで、AIを活用する側の人間に節度、節制、規則の尊重といった道徳的価値を深め、身に付けさせることも必要なのですが、AIにコントロールされないようにする、これが自立した人間だと思

います。先ほど物事を筋道立てて考える訓練と申しましたが、やはりおかしいことはおかしいのではないか、その異議を唱えることができる勇気を持ち、そして正義感にあふれる、そういった子供をつくっていかないといけないと思うわけです。

横浜市教育委員会作成の道徳サポートブックは、非常に良くできていると思います。現場は主たる教材としての教科書を使用しますが、この補助教材でどういったものを取り上げるか、これは市を挙げて、学校を挙げて、地域を挙げて、工夫する努力が必要だと考えます。

材料は私たちの周りに幾らでもあるわけです。テレビの番組、ニュース、自然環境のエピソード、何でも我々の教材になっていくと考えております。

それと同時に、そういった教材を使いこなす教師力、やはり教育力というか、人材の高度化のためには、教師の高度な研修、アクティブ・ラーニング等々を使った手法が必要だろうと考えております。

道徳の授業とか、いじめ防止法によっていじめがなくなるといいなとも思っておりますが、これを実現するにはやはり現場の教師たちが手法についてアイデアを出し合って、それこそ葛藤して試行錯誤するという過程が不可欠です。時には道徳教育とは一体何かというのを子供たちと話し合ってもいいと思います。そもそも子供たちを子供扱いし過ぎています。国際社会の中で、議論が得意でない日本人、自己主張があまり上手でない日本人、これは日本人固有のものかもしれませんが、私は学校教育に責任があるという印象を持っております。

先ほどいじめの話が出ましたので、いじめ問題について申しますと、何もかも学校に解決や責任を負わせるということは間違いだと思います。ですが、学校でやるべきこと、これは筋道を立てて物事を考える、一体どうしてこんないじめが起きているのかということを考え、友達同士のいさかいなどがあつたら、それこそ考えるチャンスであり、その言った言わないの問題でトラブルがあればコミュニケーションというものがいかに難しいものかということを経験し、そしてコミュニケーション力が向上すると、あらゆる事象は考えるチャンスだと認識して、道徳の授業を活用していけばいいと思っております。

人間というのは非常に洗脳されやすい動物です。しつこいようですが、AIに支配される可能性があります。特定の考えに支配される可能性が十分あるわけです。実際に戦前の日本には治安維持法というのがありましたし、普通の人がある協力者にもなったわけです。今の自由で安全な社会、教条主義や全体主義を排して自由な言論空間を守っていかなければいけないのですが、そのためには個々人が自分の頭で深く考え、自由に議論する、そういった場を守り、それを向上させることが必要だと考えております。

今さら全体主義の脅威というのはないと思いますが、AIに支配されるということは十分に考えられるわけです。AIは将棋とか囲碁だけの世界ではなく、昨今では裁判等の倫理的な価値判断の領域まで入ってきております。人間が考える能力をつける、強い正義感を抱きながら考える能力をつける、これは小学校教育からぜひともやるべきだろうと考えております。横浜はそれを実践すべきと僕は思っております。

以上です。

ただいまの宮内委員の御意見から言いますと、観点2の(6)、観点2の(4)を特に重視して選定していきたいということですのでよろしいでしょうか。

岡田教育長



宮内委員  
岡田教育長

さようでございます。  
ほかにはいかがでしょうか。はい、大場委員。

大場委員

大場です。

私のほうから短くあと4つほど、こんな視点で自分は8者の中から選択できればいいなということを考えました。

1つは、今も宮内委員、あるいは間野委員からもお話がありましたが、やはりせつかく来年の4月から道徳の教科書が採択されて、子供たちの手に渡るわけですから、道徳の教科書の授業が始まったのだということをぜひ保護者の皆さんに知ってもらい、そしてできたら一緒に教科書で「今日は何を勉強してきたの？」という問いかけを、保護者の皆さんにもチャンスとして、学校と保護者との間のキャッチボールというか、そういう形で教科書が使われるといいなと思います。

それから、特に情報のモラルの問題が今子供たちの中でのトラブルの要因にもなっているわけです。そういう情報機器を残念ながら買い与えているのは保護者だろうと思いますから、やはりそこも各者、8者とも情報モラルの話を取り上げていますので、ここについてもぜひ家庭とのキャッチボールをする場面に活用してほしいというのが1点であります。

それから、2点目は先ほどからお話が出ている、横浜の喫緊の課題でありますいじめの問題、人権問題、それから災害時の対応と申しますか、やはり地震が続いていますから、子供が学校にいるときに大きな地震に遭うかもしれないし、あるいは家庭での問題もあるかもしれない、そういう中で災害時の対応や、あるいは災害のボランティア活動についても各者それぞれ取り上げています。そういう部分では真剣な事例を有している教科書を私はぜひ採択していきたいと感じました。

それから、3点目は先ほどもお話があったとおり、自分ごととして学習課題に向き合っていくということで、特に先ほども申し上げた、題材の後に付いている設問については量も気になりますし、設問のスタンスについても押しつけでないスタンス、子供たちが主体的に考えられる、そういう設問の仕方ができているかどうかというところを気にしました。

それから、特に先ほども分冊と本冊、別冊ノートの話もありましたが、いろいろな授業を拝見している中で、やはり子供にとって記述式のノートに自分の意見を書くということは結構子供ごとに個人差が大きいように私は感じました。あまりに記述の量が多いということになると、そちらにとらわれてしまって、人の意見を聞くというチャンスを失ってしまうという懸念もありますし、授業の全体の構成も難しくなるのではないかと思ったので、私は分冊方式ではなくて、本冊1本で子供たちがそこに集中できる教科書であってほしいと思いました。

それから、最後の4点目は一言だけなのですが、私は子供たちのランドセルの負担を軽減したいという思いから、同じレベルの中身であるのならば、大型ではなくて、少し小ぶりの教科書のほうが、道徳の教科書だけ週1回運ぶわけではなく、ほかの教科書も運ぶわけなので、負担軽減という視点からもやはり捉えていきたいと思いました。

私は以上です。

岡田教育長

ほかにはいかがでしょうか。宮内委員。

宮内委員

宮内でございます。

しつこいようなのですが、道徳教育の目的は、道徳的な心を養うというところ

にあります。そこで、私が申し上げるようなディベート、ディスカッションに重きを置くと、ディベート上手を育ててしまうのではないかと、道徳的心は育たず、口先だけの人間を育てるのではないかと危惧する声も聞きました。私は道徳心と論理性の両方を追求するのが学校教育の場だと考えております。横浜という自治体で採択するわけですが、「横浜の子供たちは非常に正義感が強い。道徳心旺盛である。だけど、理屈っぽい。論理的だ」というぐらい言われるような高みを目指すべきで、幼稚な良い子を育てる教育目標は避けるべきだと考えております。

以上です。

岡田教育長

それでは、皆さんよろしいですか。最後になりますが、教育長の岡田から今回の答申を見ながら採択についての考え方を、私の考え方として述べさせていただきます。

まず、道徳の学習実態をまとめていただきました。少しこのまとめ方に残念な感があります。それは、今の小学生の子供たちの約半数以上がスマホや携帯、あるいは小さなパソコンのようなものを持って生活しているという、横浜市の調査ではありませんが、調査があり、そこで今、子供たちの間で起こるトラブルも非常にインターネットを介した、SNSを介したものが多くなっている中で、学習実態ではないのかもしれないのですけれども、生活実態としての指摘がなかったことがとても残念だと思っています。これからの子供たちの心を育てていく、それから道徳的な考え方を育てていくとすれば、そこはとても大事だったはずなのに、学習実態調査の中では触れられていなかったことが少し残念です。

そして、その関連で言いますと、情報モラルの点で、観点2(4)の答申でまとめられておまして、ここは非常に重要な点だと考えておりますが、実態がなかったので、なかなか具体的な指摘がなされなかったのは少し残念だと思っています。観点2の(4)はこれからの子供たちの学習のためにはとても重要なことだろうと考えています。

それから、横浜市はサポートブックを使って先行実施するまでの間、いろいろな研究をしてまいりました。その点から言いますと、何と言っても観点2(6)の指摘はとても参考になりますし、ここは各委員の方からもとても重要だという御指摘がありましたが、私もそのとおりだろうと考えています。

それから、もう一点、最後の観点3になります。ここは内容ではありませんが、実際に小学校で教師が授業として使うことを考えると、とても重要な視点として、ここで分量や体裁から判断して、実に2分の1に絞られたということは、これから2年後にまた新たに教科書採択をしますが、少し各者の工夫が必要なのではないかと思います。ここで大きく者の数が変わるといのはあまりほかの教科では見られないので、ここは少し残念だと思えます。

それから、最後に先ほどいじめの問題で間野委員からユニット化してあって、とても分かりやすいというお話がありました。確かにユニット化して目立たせて教科書に項目を置くということは教師にとっても、あるいは児童にとっても、いじめというテーマを分かりやすく学ぶという意味では効果があると考えますが、私は子供たちの間で起こっていることを見ると、「今日はいじめについて考えますよ」というような授業の仕方よりも、いろいろなところの集団の中で起こることがいじめであり、だれかを傷つける、そういうことを道徳の教科を通してやるとすれば、むしろユニットではなく、それぞれの題材・教材の中で、集団づくりとして考えるときに、意図的にいじめの未然防止を教師たちがしかけていくことのほうが有効ではないかと考えます。これはそれぞれの考え方の違い、あるいは

教師たちの工夫の仕方によっても違うとは思いますが、少し違う意見でしたので、述べさせていただきます。ただ、分かりやすいという点では、やはりユニット化は、形としては工夫があると思います。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、幾つか御意見をいただきました。それぞれの御意見をいただきましたので、小学校用の特別の教科の採択に移らせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

では、これより採択に入ります。採択の方法につきましては、今のご議論をいろいろ聞いておりますと、会議規則第27条に基づきまして、挙手、記名投票及び無記名投票による方法が必要かと思えます。よろしいでしょうか。

それでは、採択の方法を決めたいと思えます。採択の方法について、御意見がありましたらお願いいたします。間野委員。

間野委員

我々教育委員会は合議制の執行機関であります。今、6人それぞれ意見を表明して、多分異なる観点や意見がありますが、誰がどの発行者に投票しようと教育委員会の決定には全員が責任を負うこととなります。したがって、平成27年度の中学校用教科書採択と同様に、無記名投票が良いのではないかと思います。

岡田教育長

ただいま間野委員より合議体の責任というお話がされ、無記名投票が良いのではないかと御意見がございました。皆さんの御意見はいかがでしょう。

今、大場委員から異議なしという御発言がありました。ほかの皆さんはいかがでしょう。よろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

岡田教育長

それでは、今回の小学校用「特別の教科 道徳」の教科書の採択は、無記名投票による採択といたします。投票結果の取扱いについて、事務局から説明をお願いします。

山岸総務課長

総務課の山岸でございます。御説明申し上げます。

今回の小学校用「特別の教科 道徳」の教科書につきましては、複数の教科書の中から採択してまいりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第4項の規定に基づきまして、過半数を得票したものを採択することといたします。

得票数が3票で同数の場合は、同法第14条第4項及び、教育委員会会議規則第29条で「可否同数の場合は、教育長がこれを決定する」との規定となっておりますので、教育長に決定していただくこととなります。

なお、過半数に達するものがなく、3票で同数にもならず、上位2者が明らかな場合には、上位2者を対象といたしました再投票を行います。

これら以外の場合には、再度議論を行い、再投票をしていただければと思います。

以上でございます。

岡田教育長

ただいま事務局から説明がありましたが、過半数を得票した場合には、その教科書を採択し、得票数が同数の場合には、会議規則第29条に基づき、私が決定することとなります。

過半数に達するものがなく、3票で同数にもならず、上位2者が明らかな場合

は、上位2者の再投票とします。これら以外の場合には、再度協議を行った上で  
の再投票を行うことでよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

岡田教育長

それでは、そのようにさせていただきます。投票用紙の配付ほか、進行につい  
ては事務局が行います。

山岸総務課長

総務課長の山岸でございます。

それでは、投票に関する進行につきまして、事務局で進めさせていただきます。  
す。

これから委員の皆様投票用紙を配付いたします。小学校用「特別の教科 道  
徳」の教科書について採択すべきと思う発行者名に丸をお付けください。複数の  
発行者に丸をされますと無効になりますので御注意ください。書き損じをされた  
場合には、はっきり分かるように消していただき、新たに丸をお付けください。

記入が終わりましたら、事務局が投票箱を持って席を回りますので、投票用紙  
をお入れください。

以上でございますが、御質問等がございますでしょうか。

特に御質問がなければ、これから投票を行います。

まず、投票用紙を配付いたします。

<投票用紙の配布>

山岸総務課長

それでは、記入をお願いいたします。

よろしいでしょうか。それでは、投票箱について確認をお願いいたします。

事務局が投票箱を持って回りますので、投票用紙をお入れください。

<投 票>

山岸総務課長

これで投票が終了いたしましたので、集計が終わるまでしばらくお待ちくださ  
い。

<集 計>

岡田教育長

お待たせいたしました。集計結果の報告が事務局からありましたので、発表さ  
せていただきます。

「特別の教科 道徳」は、「東京書籍」が3票、「学校図書」が3票、「東京  
書籍」と「学校図書」の票数が同数ですので、私が決することとなります。私  
は、観点2の(4)、観点2の(6)、観点3、いずれにも工夫が適切であると  
答申された「学校図書」とすることといたします。

小学校用「特別の教科 道徳」の教科書の採決が終了しましたので、確認のた  
め、事務局から採決の結果について報告をお願いいたします。

山岸総務課長

総務課長の山岸でございます。

それでは採決の結果につきまして、改めて御報告いたします。

小学校用「特別の教科 道徳」の教科書は、「学校図書」といたします。

以上でございます。

岡田教育長 ただいま、事務局から採決結果について報告がありました。以上のとおり採択としてよろしいでしょうか。

各委員 <了 承>

岡田教育長 それでは、小学校において平成30年度から平成31年度まで使用する「特別の教科 道徳」の教科書につきましては、そのとおり採択いたします。  
教科書採択に係る審議資料の関係で、所管課から何か連絡事項・追加等がありましたらお願いいたします。

直井指導部長 指導部長の直井です。  
本日の教科書採択に係る審議資料につきましては、本日の14時を目途に、市民情報センターに配架させていただきます。  
以上でございます。

岡田教育長 それでは、配架をよろしくお願ひします。  
以上で、教委第38号議案「特別支援学校及び小・中学校個別支援学級用教科書、高等学校用教科書並びに小学校用『特別の教科 道徳』の教科書の採択について」の審議は終了いたします。  
本日の案件は以上です。そのほか、委員の皆様から何かございますでしょうか。  
それでは、事務局から報告をお願いいたします。

山岸総務課長 総務課長の山岸でございます。  
7月21日に1団体から、7月24日に個人の方1名から、教科書採択に関する要望書が提出されました。また、7月26日に1団体から、教育内容に関する要望書が提出されました。これらの要望書につきましては、事務局で対応を調整の上、教育委員会で審議が必要な場合には、次回以降にお諮りしたいと思いますので、委員の皆様は、内容の御確認をよろしくお願ひいたします。  
次回の教育委員会臨時会は、8月21日月曜日の午前10時から開催する予定でございます。  
また、次回の教育委員会定例会は、9月1日金曜日の午前10時から開催する予定でございます。  
以上でございます。

岡田教育長 それでは、次回の教育委員会臨時会は8月21日月曜日の午前10時から開催する予定です。また、次回の教育委員会定例会は、9月1日金曜日の午前10時から開催する予定です。別途、通知いたしますので御確認をお願いいたします。  
これで、本日の教育委員会定例会を閉会といたします。傍聴の皆様、記者の方は御退席をお願いいたします。  
それでは、この後連絡事項がございますので、関係職員以外の方も事務局のほうは退席をお願いいたします。

[閉会時刻：午後0時28分]